

## 草津市立認定こども園園章選定要領

第1条 この要領は、草津市立認定こども園園名等選定委員会における草津市立玉川こども園、草津市立常盤こども園、草津市立老上こども園の園章の選定に必要な事項を定めるものとする。

第2条 応募のあった園章の案について、あらかじめ草津市立認定こども園園名等選定委員会委員（委員長を含む。以下「委員」という。）による投票を行うものとし、各委員は、園章について、5案を順位付けの上、選定し、投票する。

- 2 前項の投票において、1位から5位までの上位から、それぞれ5点から1点を配分し、委員全ての合計点の高い園章について上位5案までを選考する。
- 3 第2項の場合において、園章について上位5案までに同数の得票の案があり、その数が5案を超える場合においては、5案を超えて同数の得票の範囲で選考する。
- 4 第2項または第3項の範囲に含まれなかった案について、委員の内から特に申し出があった場合は、その案を前項の範囲に追加することができる。
- 5 第2項、第3項および第4項の規定により選考された園章の案から、草津市附属機関運営規則第6条第2項に定める方法により、それぞれ最優秀賞1点と優秀賞2点を選定する。

第3条 選定委員は、前条に定める投票および選定に際しては、下記の内容を考慮し、行うものとする。

- ・わかりやすく、親しみやすい
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

草津市附属機関運営規則 (抜粋)

### 第6条

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。